

学校法人大阪産業大学 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1 : 平成 31 年 3 月までに、職員全員について、所定外労働時間を年間 250 時間以下とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 所定外労働の現状把握及び原因の分析を行う
- 平成 28 年 4 月～ 学内検討会議での検討開始、具体的方策をまとめる
- 平成 29 年 4 月～ 管理職への説明（又は研修実施）及び職員への周知
- 平成 30 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び改善

目標 2 : 平成 31 年 3 月までに、職員全員について、年次有給休暇の取得日数を 10 日以上とする。

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態及び問題点を把握
- 平成 28 年 4 月～ 学内検討会議での検討開始、計画的な取得に向けた具体的方策を策定
- 平成 29 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 30 年 4 月～ 年次有給休暇取得促進のための取組みを開始

以上